

第八十四回国会
衆議院 法務委員会 誌録 第三十号

昭和五十三年六月八日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 鳴田 宗一君

理事 羽田野 忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

鹿野 道彦君

二階堂 進君

三池 信君

飯田 忠雄君

正森 成二君

鳩山 邦夫君

法務大臣 濱野 清吾君

理事 山崎武三郎君

理事 横山 利秋君

理事 高橋 高望君

上村千一郎君

中島 衛君

西田 司君

渡辺美智雄君

加地 和君

長谷雄幸久君

同(寺前巖君紹介)(第五七三八号)

同(不破哲三君紹介)(第五七三九号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第五七四〇号)

同(松本善明君紹介)(第五七四一號)

同(安田純治君紹介)(第五七四三号)

は本委員会に付託された。

同(澤田広君紹介)(第五六八一號)

同外一件(西宮弘君紹介)(第五六八二號)

同(山花貞夫君紹介)(第五六六一號)

同外一件(稲葉誠一君紹介)(第五六八〇號)

六月七日

刑事案件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(小川仁一君紹介)(第五六〇八号)

同外一件(西宮弘君紹介)(第五六〇九号)

同外一件(稲葉誠一君紹介)(第五六二七号)

同(稲葉誠一君紹介)(第五六五九号)

同外四件(西宮弘君紹介)(第五六〇〇号)

同(山花貞夫君紹介)(第五六六一號)

同外一件(稲葉誠一君紹介)(第五六八〇號)

○鶴田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事執行法案、仮登記担保契約に関する法律案及び司法書士法の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

民事執行法案(内閣提出第七六号)

仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七七号)

司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○鶴田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事執行法案、仮登記担保契約に関する法律案及び司法書士法の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

民事執行法案(内閣提出第七六号)

仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七七号)

司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○鶴田委員長 横山君の提案については、理事会に諮つて善処いたします。

○鶴田委員長 横山君の提案については、理事会に諮つて善処いたします。

○鶴田委員長 横山君の提案については、理事会に諮つて善処いたします。

○鶴田委員長 横山君の提案については、理事会に諮つて善処いたします。

○鶴田委員長 横山君の提案については、理事会に諮つて善処いたします。

○鶴田委員長 ただいま委員長から御指摘のございました民事執行法第五十五条あるいは七十七条、これはしばしば御説明申し上げましたよう

に、この法案の趣旨は、民事執行法の執行に当たって、労働組合等の労働運動に関連してとやかく

すべきものとしての立案ではございません。ま

た、そういうような趣旨にはなっておらないわけ

でございます。しかし、委員会等においてもしば

しばそういう御懸念に立った御質疑がありまし

た。また、委員会一致をもって五十五条の削除あ

るいは七十七条についても検討と、こういう御趣

本法案について疑問や意見を持つております組合等の意見を十分聴取するため、できる限りの招請に努められたいと考えるわけでございますが、いかがでございますか。

○香川政府委員 昨日までの質疑を通じまして、一部にこの法案の特定条文につきましていろいろ疑義があるようでございます。その提起されいる問題は法律的には絶対ないと私どもは考えておりますけれども、そういう疑義がある以上、十分納得していただくことも必要でございますので、謙虚に事情なり意見を十分お聞きいたしまして、善処したいと考えております。

○横山委員 第二番目は、委員長や同僚諸君並びに政府に要望をいたしたいと思うであります。

承れば、次期国会に施行法が提出されるということあります。また、本日、理事会におきました

ことあります。また、本日、理事会におきました

議に当たつて心配をいたしておりますのは、労働運動に不当な干渉にわたらないように十分配慮してもらいたいと思いますが、いかがでございましょう。

○瀬戸山国務大臣 これはお尋ねになるまでもなことだと私は思います。労働運動について法律的に法務省として干渉がましいことをやるようなことはございません。一切さような御懸念はないことにしていただきます。

○鶴田委員長 お詫びいたします。

目下、本委員会において審査中の民事執行法案につきましては、審議の過程において、第五十五条を削除し、第七十七条も修正または削除すべきである等の意見がありました。

これらの点は、まことに検討に値するものと思われますので、政府において、本法施行前に国会提出を予定している民事執行法施行法案の提案に際し、これらの点につき十分分配慮することとしております。

われますので、政府において、本法施行前に国会提出を予定している民事執行法施行法案の提案に際し、これらの点につき十分分配慮することとしておりますので、これを許します。瀬戸山国務大臣

はいかがかと思いますが、御異議ありませんか。

旨でありますから、委員会一致のその御要望に対して、法務省としても善処することをここで確約いたします。

○鴨田委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより三案に対する討論に入るのですが、それぞれ討論の申し出がありますので、これより各案を順次採決いたします。まず、民事執行法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、仮登記担保契約に関する法律案について採決いたします。

○鴨田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、司法書士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

四 司法書士法の国家試験制度の運用にあたっては、司法書士に対する社会需要の状勢に適切な配慮をすること。

五 司法書士に対する公共登記の嘱託について積極的にこれを推進するよう努めること。

六 司法書士の報酬制度について、実情に則して改善を図ること。

○鴨田委員長 この際、ただいま可決いたしました司法書士法の一部を改正する法律案に対し、山崎武三郎君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共产党・革新共同、新自由クラブ及び無党派クラブ共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○鴨田委員長 これより三案に対する討論に入るのですが、それぞれ討論の申し出がありますので、これより各案を順次採決いたします。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、提案者を代表して、附帯決議案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

司法書士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、司法書士法の改正に対応して、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

(一) 登記従事職員の増員、登記所の施設及び環境の整備、

(二) 不動産登記法第十七条の地圖の整備及び不動産の表示登記事務処理体制の充実強化、

(三) 不鮮明な登記簿謄抄本の解消など乙号事務処理の適正迅速化、

二 司法書士会が行う研修事業に積極的に協力し、司法書士が登記供託及び訴訟等の手続の専門家として眞に国民の信頼に応え得るよう、その品位と資質の向上を図ること。

三 司法書士会の自主的な内部規律により司法書士に対する国民の信頼を高め、社会的地位が向上するよう、司法書士会の指導に努めること。

○鴨田委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

七 コンピューターシステムを登記事務に採用する問題については、日本司法書士会連合会を含む関係者の意見を尊重しつつ、慎重に検討し、国民の権利の保全に遺憾のないよう期すること。

本案の趣旨については、委員会の質疑の過程ですでに明らかになつておりますので、省略いたします。

○鴨田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

直ちに採決に入ります。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瀬戸山国務大臣 まずお礼を申し上げます。民事執行法案、仮登記担保契約に関する法律案、司法書士法の一部を改正する法律案、この三案につきましては、委員会において精力的な御審議をいたしました。本日御可決いただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

なお、ただいまの司法書士法の一部を改正する法律案についての附帯決議につきましては、委員会における決議の趣旨を十分尊重いたしました努力いたしたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 まずお礼を申し上げます。民事執行法案、仮登記担保契約に関する法律案、司法書士法の一部を改正する法律案、この三案につきましては、委員会において精力的な御審議をいたしました。本日御可決いただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

なお、ただいまの司法書士法の一部を改正する法律案についての附帯決議につきましては、委員会における決議の趣旨を十分尊重いたしました努力いたしたいと思います。